

包括外部監査の結果に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別紙のとおり通知があったので、同条第6項の規定により公表する。

令和5年7月27日

山形市監査委員 玉 田 芳 和
同 村 山 秀 幸
同 浅 野 弥 史

行 第 27 号
令和5年7月18日

山形市監査委員様

山形市長 佐藤孝弘

包括外部監査結果に係る措置状況について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 通知対象の監査
令和3年度包括外部監査「公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について」
- 2 通知内容
別紙「監査結果に係る措置状況報告書」

監査結果に係る措置状況報告書

令和3年度包括外部監査「公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について」

別紙

報告書ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
53	指摘事項	(見積書の未保管及び見積合せの未実施) 10万円以上の支出については見積合せを実施することとしているが、本施設では採用された見積書しか保管されていない。また、市では、金額の多寡に関わらず見積合せを実施することになっているが、本施設においては10万円未満の見積合せが実施されていない	まちづくり推進部	公園緑地課	10万円以上の支出については、原則見積合わせを実施し、徴した見積書は適切に保管するよう是正した。10万円未満のものについては、内規に基づき、業務軽減のため1者随契としている。
53	意見	(見積合せ等の金額基準) 市の契約規則によると金額の多寡に関わらず見積合せの実施が必要となり事務的に煩雑である。見積合せの金額基準や1者随意契約理由書の金額基準を設け、その内容を協定書等に盛り込む等の対応を検討されたい。	まちづくり推進部	公園緑地課	現在は指定管理者の基準に基づき、随意契約を行っている。協定書に基準を掲載するかどうかについては、次回の指定管理者の切り替え時期(令和8年度)までに両方で協議していく。
65	意見	(使用許可検証事務の徹底) 行政財産目的外使用許可について、電子決裁システムにて決裁承認プロセスが構築されているが、十分に内部けん制機能が発揮されているとは言い難い。決裁権限者による事務手続の検証体制を再度見直し、規則に基づいた適切な事務手続の徹底を図る必要がある。	財政部	資産マネジメント課	各所管課において適切に起案できるよう、統一的な取り扱いについて全庁通知を行い周知を図った。また、正しい決裁ルートについても全庁通知を行った。
66	指摘事項	(月次報告書のモニタリング数値について) 指定管理者から毎月提出される月次業務報告書について、減免人数が報告書内の資料間で実績数と申請数の異なる人数で報告されている。報告目的を整理した上で、報告すべき数値を再度検討・整理すべきである。	まちづくり推進部	公園緑地課	利用者から減免人数の変更の連絡を受けた際には、減免申請書の人数及び日報の減免人数を変更することとした。また、月次業務報告書に減免人数を記載する際は、減免申請書及び日報の人数との突合の徹底を図った。
68	指摘事項	(月次報告書の添付資料の提出年度誤り) 月次業務報告書に添付されている月別利用状況報告書が報告書対象外の年度の資料が添付されていた。指定管理者のモニタリング目的を課内で再度周知徹底を図り、適切にモニタリング事務を行う必要がある。	まちづくり推進部	公園緑地課	誤りがないよう月次業務報告書に添付する資料について、年度等が一致しているかどうかの確認はもとより、モニタリングについて課内で確認の徹底を図った。
90	指摘事項	(財産台帳の未提示) 指定管理者は建物及び附属設備について、市より提示を受けた財産台帳により管理をすることとなっているが、市は指定管理者に対して建物及び附属設備についての財産台帳の提示を行っておらず、管理に必要な情報を提供していない。	企画調整部	文化創造都市課	財産台帳を提示した。
95	意見	(備品登録単位の確認体制) 市では、セットで購入しセット価格で1万円以上の購入がないかを確認する体制の確認を検討されたい。	企画調整部	文化創造都市課	セットで購入した際はその都度市と指定管理者が確認する手法に修正した。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
96	意見	(備品シールの貼付が困難な場合の対応方法) 市では、備品シールの貼付が現実的に困難である場合についての対応方法を検討されたい。	財政部	資産マネジメント課	備品シールの貼付が困難な場合は、備品シールを別途「管理台帳」等を作成し適正に管理し、常時現物と照合可能な状態にするよう指導している。
120	指摘事項	(見積書の未保管及び見積合せの未実施) 10万円以上の支出については見積合せを実施することとしているが、本施設では採用された見積書しか保管されていない。また、市では、金額の多寡に関わらず見積合せを実施することになっているが、本施設においては10万円未満の見積合せが実施されていない。	商工観光部	産業政策課	10万円以上の支出については、原則見積合わせを実施し、徴した見積書は適切に保管するよう是正した。10万円未満のものについては、内規に基づき、業務軽減のため1者随契としている。
120	意見	(見積合せ等の金額基準) 市の契約規則によると金額の多寡に関わらず見積合せの実施が必要となり事務的に煩雑である。見積合せの金額基準や1者随契理由書の金額基準を設け、その内容を協定書等に盛り込む等の対応を検討されたい。	商工観光部	産業政策課	現在は指定管理者の基準に基づき、随契契約を行っている。協定書に基準を掲載するかどうかについては、次回の指定管理者の切り替え時期(令和11年度)までに両者で協議していく。
129	指摘事項	(備品シールの未貼付) 「備品シール」を作成し、備品本体の外部から見やすい場所に貼付することとなっているが、備品シールの貼付がない備品が散見された。	商工観光部	産業政策課	「備品シール」が貼付けられていない備品については、「備品シール」を再度作成し、未貼付の備品に貼付けた。
129	意見	(少額備品の台帳登録) 1万円未満の備品が登録されており、備品として管理されていた。1万円未満の備品について、本来の備品と同様に管理することの可否について検討されたい。	商工観光部	産業政策課	購入価格が5万円未満の備品については、備品として取り扱うか否かについて、対象品目ごとに精査するとともに、今後、備品として取り扱わないものについては、速やかに備品台帳から削除を行った。
163	意見	(備品シールの未貼付への対応方法) 「備品シール」は備品の形状から貼付が困難であること又は剝離することがある。市では、備品シールの貼付が現実的に困難である場合についての対応方法を検討されたい。	財政部	資産マネジメント課	備品シールの貼付が困難な場合は、備品シールを別途「管理台帳」等を作成し適正に管理し、常時現物と照合可能な状態にするよう指導している。
174	意見	(備品計上の金額基準) 他の自治体の基準を参考にし、基準を上げ、管理が可能な水準に設定し、備品管理を適正に行うよう検討されたい。	財政部	資産マネジメント課	令和5年4月1日より備品基準金額を5万円に引き上げた。